

令和6年度 後期選抜募集要項

福島県立いわき総合高等学校
〒973-8404
福島県いわき市内郷内町駒谷 3-1
電話 (0246) 26-3505 (代)

1 本校総合学科の教育理念

本校では、普通教育・専門教育に関する幅広い選択科目を設置して、個性を生かした主体的な学習の展開に取り組み、国際化・情報化・高齢化の進展に対応できる人材及びスポーツや芸術の分野で活躍できる人材の育成を目指す。

2 対象学科及び募集定員

課 程	学 科	募 集 定 員
全 日 制	総合学科	200名から前期選抜の合格者数を除いた数

※前期選抜で定員を充足した場合は、後期選抜は実施しない。

3 通学区域

県下一円

4 出願資格

高等学校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)の各号のいずれかに該当する者を条件とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

5 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 出 願 期 間

令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、434円切手を貼付した返信用封筒（長形3号、住所氏名を記載したもの）を同封の上、令和6年3月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出 願 に 必 要 な 書 類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。県教育委員会所定の様式）

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
- ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの（上記(1)③に同じ））
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの（上記(1)④に同じ））

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（県教育委員会所定の様式）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、全日制2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（県教育委員会所定の様式）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

8 自己申告書の提出

- (1) 自己申告書の提出を希望する者は、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84 円切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号、住所氏名を記載したもの）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（県教育委員会所定の様式）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和 6 年 3 月 15 日（金）から 3 月 21 日（木）までとする。
郵送の場合には、令和 6 年 3 月 21 日（木）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

9 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記 (1) 以外の県外からの志願者は、上記 7 に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（県教育委員会所定の様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 願書受付

- (1) 本校においては、受験番号を記入した受験票（県教育委員会で作成したもの）及び入学検定料納付済証明書（県教育委員会で作成したもの）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

- 志願者は、令和 6 年 3 月 19 日（火）に、1 回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
ただし、午後 5 時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、高等学校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（県教育委員会所定の様式）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
 - ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた高等学校長は、志願者が先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ③ ②により変更先の高等学校から連絡を受けた高等学校長は、変更先の高等学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿（県教育委員会所定の様式）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ⑤ 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出 願 の 取 消 し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（県教育委員会所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（県教育委員会所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選 抜 方 法 ・ 選 抜 資 料

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として選抜を行う。

調査書	面接	小論文
「各教科の学習の記録」は 135 点満点、「特別活動等の記録」は 55 点満点とし、合計 190 点満点とする。	個人面接を実施する。 面接は段階評価する。	小論文を実施する。 資料を読み、設問に答えるとともに、自分の考えを 400 字程度で述べる。中学校における学習活動の成果や論理的に判断する力などを総合的に問う。 小論文については、点数化し 100 点満点とする。

14 小論文及び面接

- (1) 日 時 令和6年3月22日(金)
- ① 集合時刻 午前8時30分
- ② 小論文の開始時刻 午前9時
- ③ 面接の開始時刻 午前10時20分
- (2) 集合場所 本校 北校舎(校舎入口は西昇降口)
- (3) 日 程

8:30 9:00 10:00 10:20 12:00

点呼・注意等	小論文	休憩	面接
--------	-----	----	----

(60分) (20分)

出願者数によって終了時間が変動する場合があります。

また、面接順番等の詳細は、当日発表する。

- (4) 注意事項
- ① 受験票、上ばき、下足袋、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴムを持参する。
- ② 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

15 合格者発表

- (1) 令和6年3月25日(月)午後3時以降に、本校で発表する。
- (2) 合格通知書は、合格発表当日に受験票と引き換えに本人へ交付する。
- (3) 電話による問い合わせには応じない。
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

16 その他

障がい等のある志願者に対する配慮及び入学者選抜に関するその他の事柄については、令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による。